#### (3) 基本ルール分野

### ① 規制にかかわる通知・通達等の見直しの計画的推進

## 【問題意識】

規制にかかわる通知・通達等の見直しについては、平成18年度において、各府省 庁は、いわゆる私人に対する「外部効果」の有無に着目した分類にしたがい、規制 にかかわる個々の通知・通達等を分類した。

平成19年度以降は、各府省庁は、毎年度末までに、見直し推進機関である当会議の意見を踏まえつつ、翌年度における見直しの対象とする通知・通達等を選定し、毎年12月末日までに、見直しの対象として選定された通知・通達等の見直し結果等を当会議に報告し、当会議は、報告された見直し結果等を審査し、必要に応じ所管府省庁に対し再検討を要請することとなっている。見直し結果については、平成19年度以降、毎年度末までに確定し、当会議により公表するとともに、各府省庁ホームページにおいても公表する取組が進められているところである。

しかしながら、平成18年度において分類された通知・通達等の件数は各府省庁全体で概ね5,000件であったが、19年度に見直された通知・通達等の件数は108件、20年度に見直す通知・通達等の予定として報告を受けている件数は372件にとどまっており、計画的な取組を進めなければ23年度末までに必要な見直し作業が完了しないことが危惧される状況となっている。各府省庁が翌年度における見直しの対象とする通知・通達等を選定するに当たっては、当会議は意見を述べることができるが、単年度ごとの取組となっていることから、平成23年度末に向け各府省庁がどのようなペースで見直しを進めていくのか必ずしも明確になっておらず、各府省庁全体の見直しの進捗状況が適切に把握できていない実情にあることは、問題であると言わざるを得ない。

# 【具体的施策】

規制にかかわる通知・通達等の見直しが、当会議のみならず通知・通達等を所管する各府省庁においても引き続き取組期間である平成23年度末まで計画的かつ精力的に実施されるために、各府省庁は、平成21年4月末日までに平成21年度に見直すこととする通知・通達等を当会議に報告する際、併せて23年度までの年度ごとに見直しを実施する予定を示した見直し推進計画を作成し、報告すべきである。【平成21年4月末日までに措置】

また、当会議としても、見直し推進計画に基づく見直しの実施状況を適宜適切に フォローアップする。**【逐次実施】** 

#### ② 公文書管理の在り方等の見直し

### 【問題意識】

政府は、保存期間満了前の誤廃棄や倉庫への放置などの不適切な事例を踏まえ、 平成20年3月、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」を設置し、当該会議 において文書管理の今後の在り方及び国立公文書館制度の拡充等について必要な検 討が行なわれ、20年11月に「最終報告」が公文書管理担当大臣に提出された。今 後は、最終報告の内容を踏まえて、公文書管理法(仮称)の立案作業が進められる こととなるが、この取組は国の重要な責務に関わることから、当会議は大変意義深 いとともに重要なものであると考える。

また、当会議は、公文書管理法(仮称)に基づく体制の整備に伴って、公文書管理システムをより一層充実したものとするためには、以下の点を踏まえた検討が必要であると考える。

第一に、行政情報は行政のためのものではなく公共財である。その行政が蓄積した情報は国民すべてのものであり、利害当事者や特定行政機関のものではない。すべての国民が行政情報を自由に、広く、使いやすい形で取得できることが、国民が行政の適法性、適正性を判断する点からも必須の前提である。

第二に、行政情報は公共財としての性格を遺憾なく発揮されるよう担保されるべきである。今日整理された情報が後に歴史家の検証に耐えることは重要であるが、行政情報の価値の発揮が終わってしまった後世ではなく、意味のある時期に国民のために利用されることが最重要である。

第三に、行政情報は意味のある形で開示されなければその意義がまっとうできない。現実的に検討、評価が可能な、検索がしやすい形態で、必要最低限の経費負担で提供されるよう作成、保管、管理されるべきである。

# 【具体的施策】

公文書管理法(仮称)に基づく体制の整備は国の重要な責務に関わることから、 大変意義深いとともに重要なものである。それとともに、公文書管理システムをより一層充実したものとするために、ファイルの検索性を高めるための整理方法、国立公文書館におけるデジタルアーカイブ化について引き続き調査研究を行うべきである。【平成21年度以降検討】

#### ③ 規制の新設の際の事前評価・チェック機能の強化

## 【問題意識】

規制の新設に係る事前審査については、「今後における行政改革の推進」(平成6年2月15日閣議決定)に基づき、内閣法制局、総務省行政管理局及び財務省主計局が、それぞれ所掌事務に基づき法的妥当性、定員、予算の観点から審査している。一方で、平成20年2月28日及び6月10日の経済財政諮問会議において、事前チェックにおける第三者性・中立性の欠如や十分なチェック期間が確保されていない等の問題提起がなされ、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)の「第4章1.(3)⑤規制の新設の際の事前評価・チェック機能の強化」において、「規制改革担当大臣を中心に具体案の検討を行い、平成20年末までに結論を得る」とされたところである。

これを踏まえ、内閣府(規制改革担当大臣)を中心に検討を進めた結果、平成20年12月9日の経済財政諮問会議において、規制改革担当大臣より、規制の新設の際の事前評価・チェック機能の強化の骨格及び方向性として、内閣府(規制改革担当大臣)が、規制改革会議の協力を得ながら、①現在チェックが行われている法律案のみならず、規制に係る省令や通達等まで含めたより広範な規制案について、②事前チェックを実施するために十分な期間が確保可能なタイミングで、所管府省庁から規制案の具体的内容の提出を受け、過重な事務負担を生じないよう配慮しつつ、事前チェックを行うべき旨の提言を行った。

本件に関し、当会議として、例えば以下のような事前チェック体制を実現すべきであると考える。

内閣府(規制改革担当大臣)において、規制(国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用)の新設及び強化についてチェックを行う。規制の根拠となる法令のレベルを問わず、法律や政令に加え、省令や告示、通知・通達等をチェックの対象とする。なお、規制の廃止については、原則として事前チェックの対象とはしない。

規制に係る事項が下位法令に委任されている案件については、案を作成する段階で当該下位法令のイメージを明らかにし、法律案と併せて、規制案の全体像を総合的にチェックする。

規制案件を企画立案段階から把握するため、所管府省庁は、研究会や審議会を 含め、規制の立案に係る検討経過を、内閣府(規制改革担当大臣)に対し、遂次 報告することとする。 また、所管府省庁は、閣議決定が必要な法律案及び政令案については、閣議決定予定日の2か月前、その他の案件については、行政手続法(平成5年法律第88号)第39条に定める意見公募手続の公示の日の1か月前(意見公募手続に付されない通知・通達等については、発出予定日の2か月前)に、当該時点における規制案の具体的内容を内閣府(規制改革担当大臣)に提出することとする。

内閣府(規制改革担当大臣)は、規制改革会議の補佐のもと、規制改革推進の 観点からチェックを行う。特に問題がある規制案について修正等が行われない場 合は、内閣府設置法(平成11年法律第89号)第12条に定める勧告を規制改革担 当大臣から発出する。

本件の具体化にあたっては、中立性、専門性及び迅速性を確保するためのチェック体制の整備や所管府省庁に過重な事務負担を生じない実施プロセスの在り方に加え、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく規制の事前評価(RIA)や行政手続法に基づく意見公募手続等既存の事前評価・チェックに係る諸制度との有機的な関係の確保等について十分に配慮すべきである。

上記提言を踏まえ、各府省庁は、規制の新設の際の事前評価・チェック機能の強 化を実現するため、引き続き検討を行うべきである。